



## Q・小学校入学前にランドセル代の支給を A・来年度からの支給に向け準備

文部科学省は、「要保護児童生徒援助費補助金交付要綱」を改正し、入学前に、ランドセル等を購入できるようにした。

**Q** 就学援助対象者への周知と申請の方法、時期は。

**A** 教育委員会事務局長  
広報とよやま  
9月号と3月号でお知らせしている。小中学校の新1年生には、入学式当日に案内と申請書一式を渡している。すでに要保護・準要保護対象の家庭には、年度末に新年度の案内と申請書一式を郵送している。

申請方法は、申請書と児童手当受給者証、非課税証明書等を教育委員会事務局まで提出していただく。

申請時期は、4月からである。未就学児の場合は、広報や入学時に配布する資料で、この

補助金制度をお知らせしている。

**Q** 補助金の支給時期は。また、今年度は、いつか。

**A** 教育委員会事務局長  
年3回に分けて支給。4月から7月分は8月に、8月から11月分は12月に、12月から3月分は3月に支給。

今年度の4月から7月分は8月10日に支給した。

**Q** すでに前倒し支給をしている自治体がある。豊山町でもできないことはないと思う。困窮者の立場に立った判断を。

**A** 教育委員会事務局長  
前倒し支給をするためには、いつの時点での世帯所得審査をするか、支給後入学前の転出の場合の対応をど

うするか、整理する問題がある。

近隣自治体の状況や、先行事例を参考に、導入を検討したい。

**Q** 秋から冬の支給に向けて検討を。

**A** 教育委員会事務局長  
事務手続き上、今年度中の前倒し支給は困難。来年度からの支給に向けて準備する。



▲元気に 歩いてらっしゃい